

## 神戸新交通労働組合との訴訟の和解成立について

神戸新交通株式会社における一連の不正事案を受けて係争中である裁判のうち、神戸新交通労働組合と係争中である不正な給与・賞与の上積み分の返還請求等に係る債務不存在確認等請求事件(訴額 21,724,096 円)について、神戸地方裁判所からの和解勧告を受けて、令和4年3月28日付で和解が成立しました。

### 1. 裁判所から出された和解勧告の内容

- ① 組合は、会社に対し、解決金として金210万円の支払義務のあることを認める。
- ② 会社は、組合に対するその余の請求を放棄する。
- ③ 組合と会社は、今後は健全な労使関係の構築に努めることを確認する。
- ④ 組合と会社は、組合と会社との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ⑤ 訴訟費用は各自の負担とする。

### 2. 和解に対する考え方

一連の不正事案の判明後、二度とこのような不祥事を起こさないよう、健全な労使関係の再構築や労務ガバナンスの抜本的な立て直しを進めており、この間、労使関係の透明性の向上や労働協約の見直しなどを行うことにより、労使関係の健全化が大きく前進しました。

その一方で、裁判の長期化が社員のモチベーション低下を招いている現状も踏まえ、会社としては、この度の裁判所から出された和解勧告に従って労働組合との訴訟を終了させることにより、健全な労使関係をより強固なものにしていくとともに、全社員一丸となって労務ガバナンスを推進し、コロナ禍における経営危機を乗り越えてまいります。

### 3. 損害負担額

労働組合からの解決金を除いた会社側の負担額(19,624,096 円)については、危険責任・報償責任の原則を踏まえ、会社と当時の元会社役員等で折半して負担します。

### 4. 一連の不正事案にかかるその他の裁判状況

元組合執行委員長の給与等の減額分の返還請求にかかる債務不存在確認等請求事件、処分無効確認等請求事件につきましては、訴訟を継続してまいります。

なお、当社の元社員が被告人である神戸空港駅の違算金に関する刑事裁判については、令和4年2月10日付で有罪判決(懲役2年6か月、執行猶予3年)が確定しました。